

岩手県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社アセットリンク	奥州市前沢区駅東二丁目 1番地2	デイサービスセンターさ くらかわ	奥州市水沢区佐倉河字西 沖の目34番地1	平成27年1月1日

2 介護予防通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社アセットリンク	奥州市前沢区駅東二丁目 1番地2	デイサービスセンターさ くらかわ	奥州市水沢区佐倉河字西 沖の目34番地1	平成27年1月1日